改正後	改正前
ハ　役員に係る法第四条第一項第一号から第九号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 ［八～十一　略］	ハ　役員に係る法第四条第一項第一号から第七号の二までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 ［八～十一　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（心身の故障により業務を適正に行うことができない者） **第一条**　探偵業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第五号の内閣府令で定める者は、精神機能の障害により探偵業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （届出書等の提出） **第一条の二**　法及びこの府令の規定により都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届出書又は申請書を提出する場合においては、当該届出書又は申請書に係る営業所の所在地の所轄警察署長を経由して、一通の届出書又は申請書を提出しなければならない。 （探偵業の開始の届出） **第二条**　［1・2　略］ 3　法第四条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。 一　探偵業を営もうとする者が個人である場合は、次に掲げる書類 イ　［略］ ロ　法第三条第一号から第六号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 ハ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書 ニ　［略］ 二　探偵業を営もうとする者が法人である場合は、次に掲げる書類 ［イ・ロ　略］ ハ　役員に係る法第三条第一号から第五号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面	［条を加える。］ （届出書等の提出） **第一条**　探偵業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）及びこの府令の規定により都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届出書又は申請書を提出する場合においては、当該届出書又は申請書に係る営業所の所在地の所轄警察署長を経由して、一通の届出書又は申請書を提出しなければならない。 （探偵業の開始の届出） **第二条**　［1・2　同上］ 3　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］ ロ　法第三条第一号から第五号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 ハ　成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書 ニ　［同上］ 二　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　役員に係る法第三条第一号から第四号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。ただし、第一条中質屋営業法施行規則第二条第四項の改正規定及び同規則第二十一条の改正規定（「第一条第三項の市場」を「第二条第二項第二号の古物市場」に、「市場主」を「古物市場主」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この府令による改正前の質屋営業法施行規則に規定する様式による書面については、この府令による改正後の質屋営業法施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。